

投資信託等のトータルリターンの通知制度導入に係る「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正（案）に対するパブリック・コメントの結果について

平成 25 年 6 月 28 日
日 本 証 券 業 協 会

本協会では、投資信託等のトータルリターンの通知制度導入に係る「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正について、平成 25 年 5 月 28 日から平成 25 年 6 月 10 日までの間、パブリック・コメントの募集を行いました。

この間に寄せられた意見（12 件、8 社）及び意見に対する考え方は、以下のとおりであります。

項番	意 見	考 え 方
全般		
●全般		
1	本改正の対象となる顧客または商品の取扱いが無い場合、本改正に対応する為の社内体制・規則の整備等は、対象となる顧客に対して対象となる商品の取扱いを開始する時点で整備することによいか。	トータルリターンの通知の対象となる顧客に対して対象となる商品の取扱いを開始するまでに整備等を行うことで問題ないと考えます。
2	ガイドラインによると、規則改正の施行日前の取扱については、自主的な対応に委ねるとしながらも、本規則の「改正日」以降に新たに買い付けた投資信託等については、トータルリターンを通知するよう努めるものとするとのある。 しかしながら、ここでは「改正日」を明示されていない。システム開発のスケジュールを調整する必要があるため、「改正日」を早急に確定していただきたい。	改正日は、本日（平成 25 年 6 月 28 日）です。
3	投資信託（特に、毎月分配型や長期保有しているもの）の分配金を含む総合損益の把握は、以前から顧客の強い要望としてあった。トータルリターンの制度化は投資者が歓迎するものと思料する。	ご意見ありがとうございます。
付則		
4	「付則 この改正は、平成 26 年 12 月 1 日から施行し、同日以後、顧客が新たに買い付ける投資信託等について適用する。」とあるが、「顧客が新たに買い付ける投資信託」には、自動けいぞく投資契約に基づく分配金再投資による買付は除外されるという理解でよいか。	ご理解のとおりです。 なお、規則改正の施行前から顧客が保有している投資信託等の取扱いについては各協会の自主的な対応に委ねますが、本規則の改正日（平成 25 年 6 月 28 日）以降に顧客が新たに買い付けた投資信託等については、トータルリターンを通知するよう努めて頂きたいと考えます。また、本規則の改正日より前に買い付けた投資信託等についても、各協会員

項番	意 見	考 え 方
5	「この改正は、平成 26 年 12 月 1 日から施行し、同日以後、顧客が新たに買い付ける投資信託等について適用する。」と規定されているが、施行日以降に実施する「分配金再投資」に伴う投資信託の買い付けは、「新たに買い付ける投資信託等」とはみなさず、通知制度の対象外であるとの認識でよいのか。	が既に行っている通知からの変更の可否やその大きさ、過去データ取り込みの可能性や容易性、取り込む場合に必要となるコスト等を検証し、各協会員において可能な範囲において積極的に対応することが望まれます。
6	「分配金再投資」に伴う投資信託の買い付けが通知制度の対象となる場合、施行日以降に分配金再投資に伴い買い付けたとしても、継続して 10 年を超えて保有されている投資信託であれば、通知制度の対象外であるとの認識でよいのか。	顧客が継続して 10 年を超えて保有している投資信託等については、トータルリターンの通知の対象外とすることができます。 ただし、協会員の判断により、10 年を超えてトータルリターンを通知することは差し支えありません。
別表		
4. 通知の方法		
7	(1) で、①書面の交付による場合は、顧客からの事前同意が不要であるが、②～④については、通知することについて、顧客から得なければならない事前同意は、その手段を使うことにリスクがあるから、通知方法に同意を得る必要があるとの解釈でよいのか。 そうであるなら、その通知方法について事前の同意を得る必要がある旨を明記してはいかがか。	顧客への通知は、一般的に書面交付が原則であると考えられることから、別表「4. 通知の方法」(2)において、書面交付以外の方法により通知する場合には、ただし書の場合を除き、当該方法により通知することについて顧客からの事前同意を得る旨規定しています。
8	(2) の「電磁的方法」とは、②～④の通知方法をさしているのであれば、その旨の明記を検討してほしい。	別表「4. 通知の方法」(2)に規定されている「電磁的方法」とは、金融商品取引業等に関する内閣府令第 56 条第 1 項又は協会規則「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」第 1 条に規定する「電磁的方法」をいいます。 なお、その旨はガイドラインで明らかにします。
9	(4) の「これらの方法」とは、(1) ①～④の方法との理解でよいのか。	別表「4. 通知の方法」(4)に規定されている「これらの方法」とは、(4)の文頭にある「(1) ④に定める方法又は(3)に基づき顧客にトータルリターンを通知する」方法を指します。具体的には、「インターネットその他の電気通信回線を用いる送信する方法」と「顧客からの照会に対して回答する方法」が該当します。

項番	意 見	考 え 方
10	「顧客がはじめてトータルリターンの通知の対象となる投資信託等を取得するまでに」とあるが、「取得時まで」に「取得時」は含まれるという認識でよい。 (理由) 仮に「取得時」が含まれないとする場合、取得可能性のある顧客全てに事前通知を行う必要性が生じ、販売会社のコスト負担等が重くなるものと思料する。 毎月決算型ファンド等で顧客の損益が判り難くなることを防ぐのが当該制度の目的であるならば、少なくとも通知するタイミングで取得すれば、その目的を達しているものと思われる。 通知対象投資信託を取得した後に通知方法を(1)④で定める方法へ変更することは認められていないものと解釈できる。 対象投資信託を取得した後でも、通知方法を柔軟に変更できる旨の文章への修正またはガイドラインでの補足を検討していただきたい。 (理由) 販売会社がトータルリターン金額の洗い替えを(1)④で定める通知方法においては多頻度で実施する場合、通知方法の変更が許容されれば、制度主旨である顧客のトータルリターン金額の把握促進に繋がるものと思われる。	当初、トータルリターンの通知を「書面の交付の方法（別表「4. 通知の方法」（1）①）」より行っていた顧客について、「インターネットその他の電気通信回線を用いる送信の方法（同（1）④）」による通知に変更する等、通知の方法を変更することもできると考えます。ただし、変更する場合、それぞれの通知の方法に必要とされる別表「4. 通知の方法」（2）又は（4）の規定による同意・通知の手続を経ることを要します。 なお、このような変更を行う場合には、別表「4. 通知の方法」（4）に規定する通知について、顧客が投資信託等を「取得するまで」に行うことが困難な場合もあると考えられるため、「トータルリターンの通知を受けることができるようになる」ときまでに通知するよう、規定を修正します。
5. 通知の頻度及び計算基準日		
11	トータルリターンの計算基準日は、銘柄毎、或いは顧客毎に設定してもよいのか。また、通知を年1回としている場合に、移管、売却、解約等があった際、その時点での通知は必要とされるものであるのか。ガイドラインにて明確にしていきたい。	計算基準日については、例えば、対面顧客とインターネット利用顧客等のチャネルにより異なる計算基準日を設定してもよいと考えます。また、通知に係る事務処理等を勘案し、顧客をいくつかのグループに分け、グループ毎に計算基準日を設定してもよいと考えます。なお、これらの取扱いについては、ガイドラインで示しています。 銘柄毎に計算基準日を設ける場合には、顧客からみて、当該通知において通知の対象となっている投資信託等が明らかとなるような工夫が必要と考えます。 別表「5. 通知の頻度及び計算基準日」（1）のとおりに、顧客が計算基準日に保有している投資信託等

項番	意 見	考 え 方
		についてトータルリターンを通知することを義務付けております。よって、移管、売却、解約等により、顧客が計算基準日に当該投資信託等を保有していない場合には、通知義務はありません。 ただし、計算期間中に移管、売却、解約等がなされた投資信託等についてもトータルリターンを通知することは差し支えありません。
6. 通知の内容		
12	新たに導入されるトータルリターンの通知の内容については、既存帳票として定期的に顧客宛に送付している「ご投資状況のお知らせ」で対応できるのではないかと考えているが、トータルリターンの通知の内容を実質的に満たしていれば、既存の帳票にて対応することで可とし、新たに帳票を作成する必要はないか。 また、個々の項目名についても、④「累計受取金額」→既存帳票上の「お受取金額」、「累計買付金額」→既存帳票上の「ご投資額」、⑥「トータルリターンの額」→既存帳票上の「運用損益」等として、実質的に満たしていれば、必ずしも別表項目6の項目名と合わせる必要はないか。 (理由) 新たにシステムの手当てをするには時間・コストがかかることから、極力既存のもので対応したいため。	既存帳票で通知されている内容が、別表「6. 通知の内容」(1)に定める項目を全て満たしており、かつ、別表「3. トータルリターンの計算方法」に従い算出されたものである場合には、当該既存帳票で対応することができると考えます。 また、トータルリターンの通知における用語について、別表「6. 通知の内容」(1)①から⑧の用語と別の用語を用いることはできると考えます。ただし、この場合であっても、通知される数値(金額)は、別表「3. トータルリターンの計算方法」に従い算出されたものであることを要します。

以 上